

特定海外事業の促進に関する基本指針

令和8年9月11日

閣議決定

はじめに.....	3
第1章 特定海外事業の促進の基本的な方向に関する事項	5
第1節 制度の基本的な考え方.....	5
第2節 関係行政機関その他の関係者との連携・協力.....	5
第3節 民間事業者等への適切な情報提供等.....	6
第2章 特定海外事業の促進に関し国が実施する施策に関する事項	7
第1節 必要な情報の提供等.....	7
第2節 事業環境の整備のための国際連携の推進.....	7
第3節 自由かつ公正な経済活動の確保.....	7
第3章 特定海外事業として促進すべき取組の内容に関する事項	9
第1節 基本的な考え方.....	9
第2節 国際的な輸送網の強靱化に資する事業.....	9
(1) 国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用.....	10
(2) 我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が 図られるもの.....	10
第3節 我が国での重要サービスの提供のため海外で施設等を整備運用する事業	10
(1) 我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のう ち海外に設置されるものの整備又は運用.....	11
(2) 特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依 存の低減が図られるもの.....	11
第4節 重要技術の海外展開を図る事業.....	12
(1) 特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を用いた施設又は設 備の整備又は運用.....	12
(2) 当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国に おける特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する 可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれ があるもの.....	12
第4章 特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項	14
第1節 特定海外事業計画の実施主体に関する基本的な考え方.....	14
第2節 特定海外事業計画の作成に関する事項.....	14

第3節 特定海外事業計画の認定基準.....	16
(1) 基本的考え方.....	16
(2) 特定海外事業の実施体制並びに特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであることの考え方.....	16
(3) 特定海外事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていることの考え方.....	17
第4節 特定海外事業計画の認定に当たっての考慮事項.....	17
第5節 J B I Cへの情報提供の求め、関係行政機関への協議に関する事項...	18
第6節 特定海外事業計画の変更及び認定の取消しに関する事項.....	18
第5章 認定特定海外事業の実施に必要な資金の貸付け等に関して株式会社国際協力銀行が果たすべき役割に関する基本的な事項.....	20
第1節 認定特定海外事業に対する支援に関する事項.....	20
(1) 必要な情報の提供.....	21
(2) 認定特定海外事業促進業務における認定特定海外事業者に対する劣後出資等.....	21
第2節 資金の管理に関する事項.....	22
第3節 認定特定海外事業促進業務の実施体制に関する事項.....	23
第4節 認定特定海外事業促進業務の情報の管理に関する事項.....	23
第6章 特定海外事業の促進に当たって配慮すべき基本的な事項	24
第1節 認定特定海外事業を行うために必要な資金の確保に関する事項.....	24
第2節 条約その他の国際約束等との整合性の確保に関する事項.....	24
第3節 国内への裨益の考慮に関する事項.....	24
第4節 経済活動における人権の尊重.....	24
第5節 サイバーセキュリティの確保に関する事項.....	25
第6節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の情報提供等に関する事項.....	25
(1) 関係者の意見の適切な考慮等.....	25
(2) 施行状況の適切な情報提供等.....	25
第7章 その他特定海外事業の促進に関し必要な事項	27

はじめに

国際情勢の複雑化、社会経済情勢の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増していることに鑑み、令和4年、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律43号。以下「法」又は「本法」という。）が成立した。

本法に基づき、安全保障を確保するための経済施策の一つであるサプライチェーン強靱化制度として、重要な物資の生産基盤の強化、備蓄等の取組を支援し、外部依存の低減を図る措置を講じてきた。当該制度は、我が国における重要な物資の安定供給確保を図る措置であることから、結果的に、これまでの支援実績のほとんどが国内の取組に向けたものとなっている。

令和4年の法施行後において、ウクライナ情勢や中東情勢を含む国際情勢の急速な変化や、生成AIを含めた先端技術の開発競争の激化等、我が国の経済安全保障をめぐる課題は複雑さを増している。国際情勢が激変し、諸外国も多様な手段で海外の重要な地域・分野における投資先の開拓を進める中で、我が国の経済安全保障を確保するためには、国内において経済安全保障の確保に必要な取組を充実させるだけでは足りず、同盟国・同志国、グローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体で、経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっている。これを踏まえ、政府もまた主体性を持ってこうした事業を支援することが必要となっている。

一方、海外事業は事業リスクが国内事業と比べて高いことに加え、国際環境の変化等を受け、民間事業者等による事業の海外展開のリスクは更に高まっており、民間事業者等の判断のみでは、経済安全保障上重要な海外事業が実施されない可能性がある。

現在、海外事業の資金調達に対する支援として、主に政府関係金融機関による出融資等や、実証事業を対象とした補助金等の支援が実施されている。しかし、現行の政府関係金融機関による出融資等は、採算性が確実に見込まれること、リスクを踏まえた利率等の条件を課すこと等が前提となっており、採算性に不確実性のある海外事業は十分な支援を受けることができない状況にある。また、現行の補助金は、商業化の前の段階を支援することを前提としているため、商業化段階における事業展開にも連続して対応できるようにするとともに、資金効率性を一層重視した支援制度を設計する必要がある。

また、我が国は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序、自由・公正・公平な

ルールに基づく国際経済秩序の維持・強化に向けてこれまで取り組んできた。これによって、自由貿易の恩恵を享受し一定の成果を挙げてきた。他方、地政学的な競争の激化、加速度的な技術革新、グローバル・サウス諸国の台頭、「経済の武器化」の深刻化等、我が国の経済を取り巻く環境に大きな変化が起きている中で、我が国は、同盟国・同志国、グローバル・サウス諸国等を含む経済安全保障上の重要なパートナーと、外交・防衛・経済の面から、相互の利益に基づく協力を深化させ、ODA、OSA等の既存の支援ツールに加え、経済安全保障上重要な海外事業を支援する枠組みを創設し、これらのツールを有機的に組み合わせ、課題解決、市場創造、ルール・標準作りを軸とした新たな国際秩序への積極的・主導的な取組を推進していくことも必要となっている。

こうした背景を踏まえ、令和8年6月10日に成立し、同月17日に公布された経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和8年法律第38号）において、特定海外事業の促進に関する制度¹（以下「本制度」という。）が整備された。本制度においては、経済安全保障上重要な海外事業を特定海外事業として定義した上で、主務大臣（内閣総理大臣及び財務大臣をいう。以下同じ。）が特定海外事業計画を認定し、当該認定を受けた事業に対して、海外事業のファイナンスに関する知見・実績を有する株式会社国際協力銀行（以下「JBIC」という。）が劣後出資等を供与できることとしたほか、主務大臣やJBICによる情報の提供や助言等も行うこととした。こうした枠組みによって、経済安全保障上重要な海外事業を促進し、安全保障の確保を図ることとしている。

特定海外事業の促進に関する基本指針（以下「本基本指針」という。）は、こうした制度整備の背景及び必要性を踏まえ、法第85条の2第1項の規定及び基本方針に基づき、定めるものである。

なお、本基本指針において使用する用語は、本法及び株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「JBIC法」という。）において使用する用語の例による。

¹ OESA（Overseas Economic Security Arrangement）と通称する制度。

第1章 特定海外事業の促進の基本的な方向に関する事項

第1節 制度の基本的な考え方

経済安全保障上重要な海外事業は、民間事業者等の事業活動として実施判断がなされることが望ましいが、海外事業は事業実施国・地域における政策変更リスク、需要変動リスク等の事業リスクが国内事業と比べて高いことに加え、各国間の産業や技術の囲い込み競争の激化や国際環境の変化を受け、民間事業者等による事業の海外展開のリスクが更に高まっており、リスク許容度や採算性の観点から、民間事業者等の判断のみでは、経済安全保障上重要な海外事業が実施されない可能性がある。

また、事業リスクの認識・判断等に当たっては、民間事業者等のみで得られる海外情報は限られることから、政府やJ B I Cが有する情報の提供等が重要である。

本制度では、こうした認識の下、経済安全保障上重要な海外事業への支援措置が設けられた。政府は、本基本指針において、特定海外事業の促進に関する施策の方向性を示すことで海外事業を実施する民間事業者等の予見可能性を高めるとともに、認定特定海外事業者に対しての強力なリスクテイクを可能とする金融支援、情報の提供等を行うことにより、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業の確実な実施を図ることとする。

本制度の運用に当たっては、官民の適切な役割分担の下で、民間事業者等による自由な経済活動を極力阻害せず、過度な負担とならないように留意するとともに、民間事業者等による創意工夫を生かした形で、特定海外事業を促進することが重要であることから、施策の実施に当たっては、こうした趣旨が適切に達成されるよう留意するものとする。

第2節 関係行政機関その他の関係者との連携・協力

特定海外事業の促進に当たって、海外事業に対してより実効性のある支援措置を講ずるためには、主務大臣のみならず、実施される特定海外事業の内容に応じて、当該事業を所掌し、当該事業に関する技術的知見を有する事業所管大臣や関係行政機関の長との連携が重要となる。また、条約その他の国際約束等との整合性を確認する観点から外務大臣等との連携も必要となる。

この点について、法第4条第2項においては、国の関係行政機関は、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨が定められてい

る。また、法第 85 条の 9 においては、主務大臣は、法第 5 章の 2（特定海外事業の促進）の規定を施行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる旨が定められている。

関係行政機関の長その他の関係者は、これらの規定も踏まえ、特定海外事業の促進を図るため、本法その他法令、基本方針、本基本指針等に基づき相互に協力するものとする。

また、民間事業者等による事業の海外展開は、一般に、実施可能性調査（FS）、実証、商業化へと段階的に発展するものであることを踏まえ、主務大臣は、FS や実証段階への支援措置を行う関係行政機関の長とも連携し、経済安全保障上重要な事業の海外展開を連続して支援できるよう協力するものとする。

第 3 節 民間事業者等への適切な情報提供等

主務大臣は、民間事業者等の自発的な特定海外事業の実施を促すため、必要な情報提供及び周知・広報（以下「情報提供等」という。）を適切に行うものとする。また、特定海外事業の促進のためには、民間事業者等による当該特定海外事業の実施状況、課題等を把握した上で必要な措置を講ずることが重要であることを踏まえ、特定海外事業の事業所管大臣は、施策の実施状況についての適切な情報提供等を図ることを通じ、特定海外事業に係る情報の収集に関し、民間事業者等からの必要な協力が得られるよう、十分配慮するものとする。

また、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、株式会社日本貿易保険（NEXI）等の事業の海外展開に関する知見・情報を有する機関においても、民間事業者等からの求めに応じ、現地の最新情報等の特定海外事業の実施に当たって必要な情報の提供について協力するものとする。

第2章 特定海外事業の促進に関し国が実施する施策に関する事項

第1節 必要な情報の提供等

本制度では、認定特定海外事業者に対して劣後出資等を供与し、民間資金動員を図ることを可能としているが、そもそも民間事業者等が特定海外事業を実施しようとするためには、当該事業に対する予見可能性を高め、かつ、そのリスクを事業が実施可能な水準にすることが必要となる。

民間事業者等が、特定海外事業に対する予見可能性を高め、事業リスクを低減するためには、事業実施国・地域や関連する国・地域の動向やニーズ、政治情勢等についての確に情報を収集する必要があるが、これらの情報は民間事業者等のみでは十分に収集することが困難な場合も想定される。他方、政府は、他国・地域との連携・協力の中で必要な情報を収集することが可能である。

このため、主務大臣は、必要に応じて、法第85条の9の規定に基づき、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求め、他国・地域の情勢等機微な情報が含まれ得ることや民間の経済活動への過度な関与にもなり得ることにも十分留意しつつ、法第85条の7の規定に基づき、必要に応じて、認定特定海外事業者に対し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととする。

第2節 事業環境の整備のための国際連携の推進

特定海外事業を実施するためには、当該事業実施国・地域において当該事業が円滑に実施できる事業環境が整備されていることが必要となるが、民間事業者等のみでは事業実施国政府等に対して事業環境の整備を働きかけることは困難である。他方、政府は、ODAを含む他国・地域との連携・協力の中で、認定特定海外事業の円滑な実施に必要な事業環境の整備を働きかけることや支援を行うことも可能である。このため、主務大臣及び関係行政機関の長は、認定特定海外事業の円滑な実施に必要な事業環境の整備のため、事業実施国・地域と調整・連携を図るよう努めることとする。

第3節 自由かつ公正な経済活動の確保

主務大臣及び関係行政機関の長は、自由かつ公正な経済活動との両立の観点も踏まえながら、民間事業者等による特定海外事業を促進するため、必要に応じ、

- ・ 他国・地域からのダンピングや不適切な市場介入等により国内産業への被害の可

能性がある場合において、特定海外事業の促進に支障が生ずる事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、WTO協定を含む国際ルールに沿って適切に対応していく

- ・ 複数事業者が作成する特定海外事業計画の認定を行おうとする場合には、必要に応じ、公正取引委員会との連携を図り、適正な競争の確保に留意しつつ、民間事業者等の連携等の円滑化を図る

等、国際的な連携、市場環境の整備等の推進に必要な措置を検討するものとする。

第3章 特定海外事業として促進すべき取組の内容に関する事項

第1節 基本的な考え方

特定海外事業の促進に当たっては、特に促進すべき経済安全保障上重要な海外事業として、法第85条の2第1項各号に掲げる次の3つの事業のいずれかに該当する海外事業を対象として支援を行うものとする。

① 国際的な輸送網の強靱化に資する事業

港湾その他の国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が図られるもの

② 我が国での重要サービスの提供のため海外で施設等を整備運用する事業

我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用を行う事業であって、当該特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの

③ 重要技術の海外展開を図る事業

特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を利用して施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるもの

特定海外事業計画の認定を受けようとする民間事業者等の予見可能性を可能な限り高める観点から、上記各事業への該当性の要件を次節から第4節までにおいて示すこととする。

なお、上記①から③までは我が国の国民生活及び経済活動にとっての重要性の観点から対象とされたものであるが、個別事業における当該重要性については、国際情勢の複雑化、社会経済情勢の変化等に伴い、経済安全保障の確保のために必要な対応も変化し得るため、主務大臣は、最新の情勢を踏まえて判断を行う必要があることに留意する。

第2節 国際的な輸送網の強靱化に資する事業

法第 85 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる国際的な輸送網の強靱化に資する事業に該当するかについては、以下の（１）及び（２）の記載を踏まえ判断することとする。

（１）国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用

国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備（以下「施設等」という。）とは、物資の輸出入において使用される施設等をいう。具体的には、港湾、空港、鉄道等の輸送路、荷揚げ施設、燃料供給施設、保管倉庫、造船・修繕ドック、船舶、航空機、車両等が想定される。

整備とは、施設等の新たな建造・取得等のみならず、既存の施設等の修繕・改造等あるいは運営権等の取得等によって、施設等の機能を獲得、維持又は改善をし、使用可能な状態にすることをいう。また、運用とは、当該施設等を用いて操業すること又は事業を運営することをいう（我が国での重要サービスの提供のため海外で施設等を整備運用する事業及び重要技術の海外展開を図る事業についても同様。）。

（２）我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が図られるもの

資源に乏しくエネルギーや食料等の自給率が低い我が国は、多くの物資を海外から輸入している。特に、我が国の貿易量の 99%以上を担う海上輸送は、我が国の国民生活及び経済活動にとって不可欠なインフラとなっている。こうした状況において、国際的な物資の輸送に必要な施設等の整備又は運用（以下「整備運用」という。）を外部に依存することは、当該施設等が所在する国・地域等の事情により当該施設等が使用できなくなり、我が国の国民生活及び経済活動に重大な影響が及ぶ事態が生ずることにつながる。

こうした観点を踏まえ、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が図られる事業としては、我が国の物資の輸出入において特に重要な役割を果たす施設等の整備運用の外部への依存の低減や分散を図り、我が国として安定的に当該施設等を利用するための事業が想定される。

第 3 節 我が国での重要サービスの提供のため海外で施設等を整備運用する事業

法第 85 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる我が国での重要サービスの提供のため海外で施設等を整備運用する事業に該当するかについては、以下の（１）及び（２）の記載を踏まえ判断することとする。

(1) 我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用

特定社会基盤役務とは、法第 50 条第 1 項に規定するとおり、国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいい、エネルギー供給、輸送、通信、医療、金融等の分野にわたる幅広い概念である²。その中には、電気や水の供給サービスのように、国内でその提供が完結するものだけではなく、通信サービス、クラウドサービスのように、海外に設置される施設等を用いて、我が国で提供されるものも存在する。

そのため、我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設等のうち海外に設置されるものとは、我が国において特定社会基盤役務を提供する上で必要となる海外の施設等をいう。具体的には、我が国において衛星通信サービスを提供するための海外の地上設備や、クラウドサービスの提供に利用される海外のデータセンター等が想定される。

(2) 特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの

特定社会基盤役務については、その安定的な提供の確保が求められているところ、役務の提供手段を複数確保し、提供能力の維持・強化を図ることが望ましい。また、我が国で提供される特定社会基盤役務については、その提供を特定少数国・地域に依存した場合、当該特定少数国・地域からの提供の途絶等が発生した場合には、国民生活及び経済活動に甚大な影響が生ずることが懸念される。さらに、役務の提供が経済的威圧の手段として用いられる可能性もあるため、我が国として外部依存を低減し、特定社会基盤役務が安定的に提供される体制を構築することが求められる。

こうした観点を踏まえ、特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られる事業として、例えば、

- ・ 役務の提供に用いる海外の施設等の新規整備や運営権の取得により、我が国における特定社会基盤役務の安定的な提供の維持・強化・複層化が図られるもの
- ・ 海外の施設等を用いた特定社会基盤役務の提供を、経済的威圧の手段として用

² 「特定社会基盤役務」は、法第 50 条第 1 項の規定に基づき「特定社会基盤事業」として定められている、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和 4 年政令第 394 号）第 9 条各号に規定する事業において提供される役務に限定されないことに留意。

いるおそれのある特定少数国・地域に代わって、同盟国・同志国等から行うもの等が想定される。

第4節 重要技術の海外展開を図る事業

法第85条の2第1項第3号に掲げる特定海外事業の重要技術の海外展開を図る事業に該当するかについては、以下の（１）及び（２）の記載を踏まえ判断することとする。

（１）特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を用いた施設又は設備の整備又は運用

我が国において特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術の利用が困難となった場合、当該技術を有する外部に当該技術を利用した役務の提供を依存することにより、当該役務の安定的な提供が確保されなくなる可能性があり、場合によっては当該提供を経済的威圧の手段として用いられる等、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあることから、当該技術の安定的な利用の確保が求められる。

この点、特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術は、単に、特定社会基盤役務を提供する際に用いられる技術だけを指しているのではなく、当該役務を提供する上で必要な施設等、当該施設等に備わる機材や部品、又はこれらの素材等の生産・加工技術や原材料の採掘技術等も、特定社会基盤役務の安定的な提供において重要であり、幅広い技術を含む概念である。

こうした趣旨を踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を用いた施設等の整備運用を行う事業として、例えば、

- ・ 重要な技術を利用した施設等（役務の提供に用いるインフラ施設や、役務提供に必要な機材・部品を製造するプラント、素材等の採掘・生産・加工等を行う精錬所等）の整備運用
- ・ 重要な技術を利用した施設等の整備運用を行う事業者への出資及び経営参画等が想定される。

（２）当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるも

の

当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるものとしては、例えば、

- ・ 現在、我が国が保有し実用化した技術であり、他国・地域においても同分野の技術の展開が進められているものについて、我が国の技術を積極的に海外に展開し、当該技術の維持・改良を継続しなければ、当該技術が市場から淘汰され、将来的に当該技術を外部に依存しなければならなくなる場合
 - ・ 我が国の国民生活・経済活動の基盤となる経済安全保障上重要なサービスの提供に重要な技術であるにもかかわらず、国内における事業の実施環境や市場規模等が限られているため、事業の海外展開を通じて技術の実用化³や市場の獲得等を図ることにより、当該技術の安定的な利用を可能とする必要がある場合
 - ・ 特定少数国・地域に過度に依存している重要な技術について、同盟国・同志国等の技術を活用した海外事業を支援することで依存関係の分散を図り、我が国による当該技術の安定的な利用を可能とする必要がある場合
- 等が想定される。

³ 商業化フェーズの事業に加え、計画の中に FS、実証フェーズが組み込まれている特定海外事業を新制度による支援の対象とすることも排除はしていない。

第4章 特定海外事業計画の認定に関する基本的な事項

第1節 特定海外事業計画の実施主体に関する基本的な考え方

法第85条の3第1項においては、特定海外事業を実施しようとする者は、特定海外事業計画を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができることが定められている。すなわち、本制度を活用して政府からの情報提供やJ B I Cの金融支援を受けようとする者は、本基本指針第3章に記載する事業に関する実施計画を作成し、主務大臣の認定を受けることが要件とされている。

ここで規定されている「特定海外事業を実施しようとする者」に関しては、国際的な輸送網、重要サービス、重要技術等の開発や投資等に関わる事業者として、中小企業やスタートアップを含む多様な実施主体が考えられる。また、一般に、海外事業については、日本法人のみならず、日本法人の海外子会社や、国内外の法人が出資して設立されるジョイントベンチャー等様々な実施主体が想定される。本制度では、制度の目的が我が国の経済安全保障上重要な海外事業の支援であることに鑑み、認定する計画の実施主体について、法人の形態や所在地による制限は設けないこととする⁴。

なお、法第85条の3第2項においては、二以上の者が共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は、共同して特定海外事業計画を作成し、認定を受けることができるものと定められている。このような場合として、特定海外事業を実施しようとする日本法人とその海外子会社が共同して特定海外事業計画を作成するケースや、事業実施のために設立されたジョイントベンチャーとその出資者が共同して特定海外事業計画を作成するケース等が考えられる。

第2節 特定海外事業計画の作成に関する事項

法第85条の3第3項においては、特定海外事業計画において記載しなければならない事項が定められており、具体的には、以下の①から⑦までに掲げる内容の記載を求めることとする。なお、特定海外事業計画の様式や提出に当たって必要となる添付資料については、主務省令において定めることとする。

⁴ ただし、特定海外事業計画の認定を受けた上で、J B I Cによる出資支援を受ける際には、J B I C法の定めるところにより、海外で事業を行う①外国の法人等、②我が国の新規企業者等若しくは中小企業者等、又は③専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で海外で事業を行う者に対し出資するもの、のいずれかに該当することが要件となる。

① 特定海外事業の目標

特定海外事業計画において実施しようとする事業内容及び当該事業の我が国の経済安全保障上の意義を踏まえ、達成を目指す特定海外事業の目標

② 特定海外事業の内容及び実施期間

特定海外事業の具体的な事業内容、実施期間及び計画全体のスケジュール

③ 特定海外事業の実施体制

- ・ 特定海外事業の実施主体
- ・ 当該事業を実施する部署、人数、役職及び役割分担（複数の事業者が共同して事業を実施する場合にあっては、当該事業者間の役割分担等も含む。）
- ・ 当該事業の実施に必要な取引先や事業パートナー（オフテイカー等を含む。）の見込み

④ 特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法

- ・ 特定海外事業に必要な資金計画（特定海外事業に必要な資金の額、調達方法、出資者の資金コミットメント、調達先の法人や金融機関、資金調達時期等も含む。）及び収支計画（目標とする収益額、収益発生時期、黒字額、黒字化時期を含む。）
- ・ 上記資金計画を踏まえて必要と考える認定特定海外事業促進業務による支援ツール、支援額及びその他の条件（なお、当該事業に伴う各種リスクや当該事業のキャッシュフロー見通しを適切に勘案するものとする。他の支援ツールのみによっては達成できないことの説明は必ず含む。）

⑤ 特定海外事業を円滑かつ確実に実施するために行う措置

- ・ 想定される社会経済情勢、事業環境又は市場動向等の変化等の事業に伴う各種リスクの一覧
- ・ 各種リスクの緩和措置及び事業リスクが顕在化した場合において事業を継続するために講ずる対応

⑥ 特定海外事業に関する情報を管理するための体制

特定海外事業の実施者や関係先において、当該事業に係る生産や運営等のための独自の技術情報やその他我が国の経済安全保障上重要となり得る情報等について、不正な取得、利用又は漏えい等を防止するための管理体制

⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

第3節 特定海外事業計画の認定基準

(1) 基本的考え方

主務大臣は、法第85条の3第4項の規定に基づき、特定海外事業計画の認定申請があった場合において、当該申請に係る特定海外事業計画を次の①から③までに照らし、厳密に精査した上で、これらのいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- ① 特定海外事業の内容が特定海外事業促進基本指針に照らし適切なものであること
- ② 特定海外事業の実施体制並びに特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること
- ③ 特定海外事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること

(2) 特定海外事業の実施体制並びに特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであることの考え方

特定海外事業の実施体制については、特定海外事業の目標を達成するために、事業を実施する者による当該事業に対する経営コミットメント及び十分な人員配置並びに事業運営能力、プロジェクトの建設、操業及び保守等に関わる企業が当該分野における十分な実績を有していることや、適切な事業ストラクチャーの構築等、当該事業を円滑かつ確実に実施するために必要な体制が整備されていることが必要となる。また、事業の実施期間を通じて、当該事業の実施により確保される能力を維持又は強化するため、投資や人材確保の取組が継続的に見込まれるものであることが必要となる。

また、事業を実施するために必要となる我が国及び事業実施国・地域における法的権限の取得状況や法令・規制面での対応等について、主務大臣が、特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するために適切なものであると認めることが必要となる。

特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法については、特定海外事業計画の記載内容及び提出された添付書類の内容に照らし、事業を実施する者による適切な資金コミットメントがなされていることや、本事業に伴う各種リスクの事業の採算性への影響が適切に考慮されていること、認定特定海外事業促進業務による支援の他、他の制度による支援の可能性や金融機関等からの外部資金調達の可能性も踏まえた適切な調達計画が策定されていることも含め、主務大臣が、特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するために適切なものであると認めることが必要となる。

(3) 特定海外事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること の考え方

特定海外事業における整備運用に関する重要な情報等が外部に流出すれば、当該事業の外部依存が生ずる事態や、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態が生じ得ることも考えられる。このため、特定海外事業については、主務大臣が、当該事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていると認めることが必要となる。

なお、特定海外事業計画の認定の対象とする特定海外事業において、設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（各段階において必ず使用され、かつ、性能を決定する重要な技術）又は当該特定海外事業の成果である技術（いずれも公然と知られていないものに限る。）が存在する場合には、主務大臣が、その流出を防止するために必要な措置が講じられ、当該技術に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていると認めることが必要となる。

第4節 特定海外事業計画の認定に当たっての考慮事項

主務大臣は、当該特定海外事業の内容や実施期間等について、我が国の社会経済構造の自律性の向上や、我が国の技術等の他国・地域に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保の観点から総合的に勘案し、経済安全保障の確保に関する総合的かつ効果的な推進により資するものであると認められる事業を優先的に認定するものとする。その際、当該事業による効果と必要となる支援の規模のバランスの観点も十分に勘案する。

J B I C法第13条第3項において、認定特定海外事業に対する貸付金の額、出資金の額その他の条件は、認定特定海外事業促進業務に係る勘定（以下「新勘定」という。）における損失額が新勘定に属する資本金、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金（劣後的内容を有する特約が付されており、自己資本に準じた性質を持つ政府からの借入金）の額の合計額（以下「資本金等」という。）の範囲内になるよう定めることとされている。これを踏まえ、主務大臣は、新たに特定海外事業計画の認定を行うに当たっては、その認定時点における新勘定の資本金等の額及び既に認定特定海外事業促進業務として認定済みの事業に係る損失見込額に鑑み、新たに認定しようとする事業に係る出融資額その他の条件が、当該事業に係る損失見込額を加えても資本金等の範囲内になると見込まれる適切なものであることを確認した上で認定することとする。

なお、主務大臣は、特定海外事業計画の認定における重要性の判断に当たって、当該特定海外事業に関する情勢把握を行う際、例えば統計情報も活用する等、可能な限り客観性及び公平性を確保し、適切に認定されるよう留意するものとする。

第5節 J B I Cへの情報提供の求め、関係行政機関への協議に関する事項

法第 85 条の 3 第 5 項においては、主務大臣は、特定海外事業計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、J B I Cに対し、必要な情報の提供を求めることができることが定められている。これを踏まえ、主務大臣は、必要に応じて、J B I Cに対して、当該特定海外事業計画の実現可能性のほか、総事業費、事業実施期間中の事業収入や費用、事業リスク等の諸前提の妥当性を確認した上での収益性の評価、必要となる支援ツール、支援額とその他の条件、その他必要な情報の提供を求めることとする。

また、法第 85 条の 3 第 6 項においては、主務大臣は、特定海外事業計画の認定をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないことが定められている。このため、主務大臣は、特定海外事業計画の認定に当たって、対象となる特定海外事業に関し技術的知見を有する当該事業の所管大臣等、事業内容に応じて必要と認める関係行政機関の長に協議を行うこととする。また、協議を受けた関係行政機関の長は、当該特定海外事業計画を認定することが適切であるかについて確認するとともに、当該特定海外事業計画を認定する上での助言や当該事業を実施するために必要となる情報の提供等の協力を行うものとする。

第6節 特定海外事業計画の変更及び認定の取消しに関する事項

法第 85 条の 4 において、認定特定海外事業者は、認定特定海外事業計画を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならないこと等が定められている。

これは、特定海外事業計画は海外において長期の投資を伴うことから、その計画の実施に当たって、国際情勢や事業環境の変化、事業リスクの顕在化等を要因として計画を変更することが適切な場合も想定されるが、その際、当該特定海外事業計画の変更が本制度の趣旨に照らして、適切なものであるかを確認する必要があるため設けられたものである。これを踏まえ、認定特定海外事業者は、認定特定海外事業計画を変更するときは、あらかじめ、法令の規定に従って手続を行う必要があることに留意するものとする。

また、法第 85 条の 5 第 1 項においては、主務大臣は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業計画に従って特定海外事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることや、同条第 2 項においては、主務大臣は、法第 85 条の 3 第 4 項各号（上記第 3 節（1）①から③まで）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、認定特定海外事業者に対して、当該認定特定海外事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができることが定められている。

これは、法第 85 条の 3 第 4 項各号のいずれにも適合するものとして認定された特定海外事業計画であっても、実際には当該特定海外事業計画に従って事業を行っていない場合や、計画認定時においては、その事業内容や実施体制、必要な資金の額及びその調達方法等が適切と認められるものであったとしても、社会経済情勢や事業環境の変化、事業リスクの顕在化等により、当初の計画の内容では適切な事業の実施が困難となる場合が想定される。また、こうした結果として、単に「支援の額を追加することのみによって事業が継続する」といった状況とならないように、社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しは必要となる。このようなことから、主務大臣が、必要に応じて、計画の変更の指示又は認定の取消しができるようにするものである。

こうした観点を踏まえ、主務大臣は、日頃より国際情勢の動向を注視しつつ、法第 85 条の 6 の規定に基づく認定特定海外事業者からの報告等も活用しながら、認定特定海外事業の実施状況を把握して、特定海外事業の適切な実施を支援するものとする。また、計画の変更の指示や認定の取消しの検討に当たっては、認定特定海外事業者の経営方針や事業環境等を踏まえるものとする。

第5章 認定特定海外事業の実施に必要な資金の貸付け等に関して株式会社国際協力銀行が果たすべき役割に関する基本的な事項

第1節 認定特定海外事業に対する支援に関する事項

法第85条の3第5項においては、主務大臣は、認定を行うに際し必要と認めるときは、JBICに対し、必要な情報の提供を求めることができることが規定されている。また、法第85条の8においては、JBICは、認定特定海外事業者に対し、その申請に基づき、JBIC法の定めるところにより、認定特定海外事業に必要な資金の貸付けや出資等を行うものとするが規定されている。

これらの規定を受け、JBIC法においては、JBICの業務として、以下の内容が規定されている。

- ① 認定特定海外事業の実施に必要な金融を行い、もって経済安全保障の推進に寄与することを目的とする。(JBIC法第1条第2項)
- ② 認定特定海外事業に対する出融資については、償還確実性・収支相償の原則の適用を受けずに劣後出資等を供与できる。具体的には、JBICが認定特定海外事業に係る劣後出資等を行わなければ、当該事業に必要な民間資金動員が十分に行われないと認められ、かつ、JBICが当該劣後出資等を行うことで当該事業に必要な民間資金動員が十分に行われると認められる場合に、劣後出資等が供与できる。(JBIC法第13条第1項第3号)
- ③ 認定特定海外事業促進業務（認定特定海外事業に対し劣後出資等を行う業務等）については、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理する。(JBIC法第26条の2)
- ④ 劣後出資等の額その他の条件は、認定特定海外事業促進業務勘定における損失額が当該勘定に属する資本金等の範囲内となるよう定める。(JBIC法第13条第3項)
- ⑤ 法第85条の3第5項（法第85条の4第3項及び第85条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による主務大臣の求めに応じ、必要な情報を提供する業務を行う。(JBIC法第11条第9号)
- ⑥ JBIC法第12条第1項から第7項まで及び第11項第1号において定められて

いる貸付け業務に係る制限規定について、認定特定海外事業促進業務として行う資金の貸付けを行う場合には、適用しない。（J B I C法第 12 条第 12 項）

こうした規定を踏まえ、J B I Cにおいては、次に掲げる運用を行うものとする。

（１）必要な情報の提供

上記のとおり、J B I C法第 11 条第 1 項第 9 号においては、本法の規定による主務大臣の求めに応じ、必要な情報を主務大臣に提供することが J B I Cの行う業務として追加されている。これは、主務大臣が特定海外事業計画の認定の可否を判断するための審査を行う際には、当該特定海外事業計画の実現可能性や収益性の評価等を行う必要があるが、この点、J B I Cは、現行業務において海外事業に対する出融資等による支援業務を行っており、特定海外事業計画の審査に必要な、事業の実現可能性や収益性の評価等に一定の知識やノウハウを有していることから、主務大臣に対し、必要な情報を提供することが求められているものである。

J B I Cは、本制度において求められる役割を十分に認識し、特定海外事業計画の実現可能性の評価に当たっては、特定海外事業を実施しようとする者の実績、当該事業に関わる技術及び市場等の動向、当該事業実施国・地域に関するリスク、事業ストラクチャー、資金調達計画の実現性等を精査し、事業の実現見込み及び想定されるリスク等に関する評価結果を主務大臣に提供することとする。

また、収益性評価に当たっては、認定特定海外事業に対する劣後出資等について、J B I Cが認定特定海外事業に係る劣後出資等を行わなければ、当該事業に必要な民間資金動員が十分に行われないと認められ、かつ、J B I Cが当該劣後出資等を行うことで当該事業に必要な民間資金動員が十分に行われると認められることが要件となっていることに鑑み、当該事業の収益性や事業リスク、民間事業者等による投資の採算性等を評価した上で、本制度の支援がなければ実施が困難な事業かどうかを精査することとする。その上で、困難な事業であると認められる場合には、十分な民間資金動員を行うために必要かつ妥当と考えられる本制度による支援ツール、必要な支援の額、その他の条件等について精査し、その評価結果を主務大臣に提供することとする。

（２）認定特定海外事業促進業務における認定特定海外事業者に対する劣後出資等

J B I C法第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に行う認定特定海外事業者に対する劣後出資等（認定特定海外事業促進業務）は、同項第 1 号に掲げる場合に行う貸

付け等（一般業務としての貸付け等）及び同項第２号に掲げる場合に行う貸付け等（特別業務としての貸付け等）の対象とならない場合に限りにおいて行うことができることとされている^５。このため、特定海外事業を実施しようとする者から認定特定海外事業促進業務における劣後出資等による支援の要請を受けた場合には、ＪＢＩＣは、一般業務又は特別業務において支援が可能かについて検証を行う。

また、（１）に記載しているとおり、ＪＢＩＣから必要な情報の提供を受け、主務大臣が特定海外事業計画の認定を行った場合は、主務大臣は、認定した劣後出資等の支援ツール、支援額及びその他の条件をＪＢＩＣに通知することとする。

ＪＢＩＣは、主務大臣から通知された支援ツール、支援額及びその他の条件を含む契約を認定特定海外事業者と締結し、資金拠出を行うこととする。

第２節 資金の管理に関する事項

ＪＢＩＣは、認定特定海外事業者への支援に関し、劣後出資等に係る契約の調印、この契約に基づく事務（劣後出資等の払込みの申請時の書類確認、払込みの実行等）及び関連契約に基づくモニタリングの適正な執行に努めるとともに、主務大臣が定める範囲で余裕金の運用を行う等、適正な資金管理を行うものとする。

具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。

- ・ 主務大臣等と連携し、劣後出資等に係る契約に基づいて認定特定海外事業計画が適正かつ確実に遂行されていることを、定期報告を活用するなどにより確認するものとする。
- ・ また、主務大臣が認定特定海外事業計画の変更を指示する、又は認定を取り消す等の措置を講じた場合には、認定特定海外事業促進業務指針の定めに従い、その措置の内容に応じ、劣後出資等に係る契約に基づいて株式の買取請求等の権利行使等を行うものとする。
- ・ 認定特定海外事業者に対する劣後出資等を行うために主務大臣から払い込まれた予算については、認定特定海外事業促進業務として他の業務と区分して経理することが求められているところ、ＪＢＩＣ法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。
- ・ 余裕金の運用については、ＪＢＩＣ法の規定を踏まえ、資産運用の安全性と資金

^５ 本制度による劣後出資等の支援により、融資等の採算性や資金調達の安定性等が向上したことによって一般業務又は特別業務の支援基準を満たすこととなったケースでは、劣後出資等に併せて一般業務又は特別業務から融資等を行うことは妨げられない。このケースにおいて、劣後出資等に併せて一般業務又は特別業務から融資等を行うかどうかについては、ＪＢＩＣの一般業務及び特別業務における支援決定手続に基づく判断となることに留意。

管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。

第3節 認定特定海外事業促進業務の実施体制に関する事項

J B I Cが認定特定海外事業促進業務を行うに当たっては、認定特定海外事業促進業務を統括する部署を置くとともに、認定特定海外事業者への支援を的確に実施するための適正かつ確実な体制及び方法により、認定特定海外事業促進業務を実施するものとする。その際、現行業務を含め組織としての合理化を図った上で適切な体制を構築する。また、上記第1節（2）に記載している、認定特定海外事業促進業務と一般業務又は特別業務の双方から認定特定海外事業者に支援を行う際に、一般業務勘定又は特別業務勘定で本来負担すべきリスクまで本制度で不適正に負担させることのないよう留意するものとするよう、また、本制度による支援がなくとも実施可能な事業に対して認定特定海外事業促進業務による支援が行われることのないよう、適切な体制を整備する必要があることにも留意するものとする。

また、主務大臣は、関係法令に基づき J B I Cが作成する認定特定海外事業促進業務基本方針等の内容について確認するとともに、当該業務が適正かつ確実な体制及び方法により執行されていることを確認するものとする。

第4節 認定特定海外事業促進業務の情報の管理に関する事項

J B I Cは、認定特定海外事業計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、認定特定海外事業促進業務で得られた情報の適切な管理を図るため、法人文書登録を適切に行う、保存期間を定める等、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に従った管理を実施するとともに、必要に応じて施錠や暗号化等の適切な手段により、関係者以外の者が情報を閲覧できないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

第6章 特定海外事業の促進に当たって配慮すべき基本的な事項

第1節 認定特定海外事業を行うために必要な資金の確保に関する事項

本制度は、認定特定海外事業計画に対して支援措置を講ずることにより、民間事業者等による経済安全保障上重要な海外事業の実施を促進することを目的としているが、J B I Cによる劣後出資等が当該目的を達成するために不十分な場合には、必要な民間資金が動員されず、ひいては特定海外事業が適正に実施されない懸念があるため、主務大臣は、本制度の運用に当たって必要な資金の確保に努めるものとする。

また、本制度はJ B I Cの新勘定における損失額が資本金等の範囲内となるように認定特定海外事業に対する出融資の額及びその他の条件を定めることとしているが、本制度がJ B I Cの一般勘定及び特別勘定の財務の健全性に悪影響を及ぼすことがないように、主務大臣は、認定特定海外事業促進業務の特性やその実施状況を踏まえ、必要な資金の確保に万全の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 条約その他の国際約束等との整合性の確保に関する事項

本制度の運用に当たっては、法第90条の規定及び基本方針の趣旨にのっとり、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、W T O協定等の条約その他の国際約束等との整合性に十分に留意するものとする。

第3節 国内への裨益の考慮に関する事項

本制度は、経済安全保障上重要な海外事業を支援するために創設された制度であるため、海外において事業が実施されることになるが、特定海外事業計画の認定に当たっては、主務大臣は、当該事業を実施することによってもたらされる、

- ・ 海外事業で得られた知財やデータ等を活用した国内投資の創出
 - ・ 海外展開を通じた我が国の技術、ノウハウ及び人材の維持・向上
- 等の我が国の産業や事業者への貢献及び国内への裨益が適切に確保されるかについて考慮するものとする。

第4節 経済活動における人権の尊重

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。このため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画（令和7年12月 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係

る関係府省庁施策推進・連絡会議）を着実に実施しているほか、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）が定められているが、上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的に、かつ、分かりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。

第5節 サイバーセキュリティの確保に関する事項

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一サイバー攻撃で事業が停止した場合、特定海外事業が実施できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保が特定海外事業の促進、ひいては経済安全保障の確保のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び本基本指針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣官房国家サイバー統括室等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、認定特定海外事業者によるサイバーセキュリティの確保を推奨するものとする。

第6節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の情報提供等に関する事項

（1）関係者の意見の適切な考慮等

特定海外事業計画を認定する際には、本基本指針の策定等に当たって聴取した有識者の意見を適切に参照するものとする。また、個別の下位法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募する。

（2）施行状況の適切な情報提供等

本制度の施行状況については、本法、関係法令及び基本方針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について情報提供等

を行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。

第7章 その他特定海外事業の促進に関し必要な事項

本制度の運用に当たっては、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて機動的に検討を加えることとし、その結果に基づいて必要な措置を速やかに講ずるものとする。

また、主務大臣は、毎年度、認定特定海外事業計画の定期報告等を通じ、特定海外事業計画の実施状況について確認を行い、必要に応じて、特定海外事業計画の的確な実施のための措置を講ずるものとする。